



Title	北海道農家の公共経費負担の性格
Author(s)	高嶋, 正彦
Citation	法経會論叢, 12, 70-83
Issue Date	1952-01
Doc URL	http://hdl.handle.net/2115/10731
Type	bulletin (article)
File Information	12_p70-83.pdf



[Instructions for use](#)

北海道農家の公共経費負擔の性格

高 嶋 正 彦

目 次

序論 問題の提起

第一章 本道農民負擔の相對的高率性

[一] 判斷の基準

賃 證

第二章 高率負擔の構成とその形成條件

[一] 一般的觀察

一、負擔構成

結

言

[二] 町村稅負擔の分析

一、財政需要

二、負擔稅力

序 言 問題の提起

戦後の我國に於て、農村財政問題に関する議論の少くとも重要な一局面は、農民負擔の相對的苛重という事実をめぐつて展開されて來た。即ち國家及地方財政が、國民一般に負擔の苛重を強いているうちにあつて、特に農民に対し、より大なる経費負擔を余儀なくせしむるが如き關係が持続されるならば、そこから重大な結果が生ぜざるを得ないというのがこれである。かゝる一般的な關係の支配を前提としつゝ、更に視界を拡げ、これを地域的均衡という側面にとらえ、北海道に於ける農民の公共経費負擔の現状を、我國農民の公共経費負擔に関する全國的水準に比較して見るならば、そこにはいかなる關係を認めうるであらうか。既に本道の農村財政關係者の間

に於ては北海道農民の負担が、府県農民のそれに比して、相対的に苛重であることが主張されて来ているのである。

かゝる事態を前にして、私はこの事即ち北海道に於ける關係の激化が事実であるかどうか。若し事実であるとするならば、北海道農民の公共経費負担が、我國農民一般に通ずる水準に比してより苛重であるという事実が、何故に發生するのであるか。換言すれば国家及地方財政が北海道農民に干渉する關係のなかに、何かその負担の苛重を激化するような条件が存在するのであるか。そしてその条件は特殊なものかどうかといったような疑問をいだき、これをあきらかならしめたい衝動に駆られた。この衝動の赴くまゝに、問題を提起して、出来うる限り客觀的にこれに接近して見ようとしたのがこの小論である。それはいわば、社会条件の一環を形成する財政が富の強制的収奪機能を展開する側面に於て、北海道の農業に与件として対応する關係を究明しようとする一試論なのである。

尙この小論の骨子は、過日小樽商科大學で開かれた、北海道經濟學會に於て、「北海道農業の財政的環境」という課題のもとに報告したものと何ら異なるところがない。當日の御批判にしたがつて、議論の構成を多少變更したのと、紙面の關係から全体に多少の壓縮を加えたことだけが、その違つたところである。論題を變更した意圖はこうである。私が嘗つての報告で取扱ひ、ここでまた取りあげている問題の領域は、富を奪うものとしての財政が農業に干渉する側面であるが、國家・地方自治組織は農民の前に、所謂富の収奪者としてのみ現れるものではない。それは又同時に經費の支出を通じて、生産物の購買者・勞力の雇傭者・そして財・用役の授與者としても、その機能を展開する。したがつて財政がこの後者の機能を展開する側面に於て、農業にいかに対応するか併せて考察されなければ、財政が與件として農業に対応する關係の分析は一面的たらざるを得ないことになる。しかもこの小論ではそれをなしえなかつた。このような事情のもとに於ては、論題は寧ろ取り扱つた内容を卒直に表現するものが撰ばるべきであるといふのがこれである。

第一章 北海道農民負擔の相對的高率性

その論点・北海道に於ける農民の公共経費負担が、我が國農民一般に通ずる水準に比較して、相対的に苛重であるかどうかといふことに對する接近

〔一〕 判断の基準

問題を地域社会を異にする農民の租税公課負担にとらえ、いづれがいづれより苛重なる負担を強いられているかを、実証的に明らかにせしめようとする場合、先づ第一に、何に依つてその軽重を判定するかと問題とならう。何に比較して負担が重く、或いは又軽いとなすかという判定の基準即ちこれである。この場合負担發生の根拠を利益説的なのと考へるにしても、或いは又義務説的なのと考へるにしても、その基準要件として、「負担能力の限度或いは限界」ということが引あいに出されて来ることに先づ異論はあるまい。しかしこの負担能力の限度・限界というのが、至極曖昧な概念なのである。

従来財政学者の間に於ても、この負担能力の限度なるものに就いて種々なる定義が企てられて来た。(註一) いま試みにその最も通常の定義をとり出して見よう。(註二) それはこうである。「納税者の所得より控除し得て、且つ将来に於ても其の所得を維持しうることに合致しうべき、最大額を以て租税の負担能力とする。換言すれば、其の納税者の継続的なる勞働能力及び意思を保証しようとするために、納税者に残しておかねばならない最少額がある筈であり、これが負担能力の限度なのだ」とするのがこれである。シルヴァマンも云う通り、この最少限度が所得に相關的なものであるにしても、果してそれが、「人民がそれよりも低くは到底生活し得ない最低生活水準」に一致するものなのか、或いは又「人民一般大衆が習慣とするに到つた生活標準」に一致するものなのか、その是非は必ずしも理論的に明らかとされてはいない。かりにそれが、生活標準に一致するものであると仮定しても、当の生活標準なるものは、処を異にして異り、時を違えて変動するものであり、且つ又それは、貨幣的な尺度に依つて測定しえないものであるから、納税者に残しておかねばならない最少額を明確に表現しえない。かくてこの定義もアイマイなものであるという諷刺をまぬがれないのである。然し私はここで負担能力の定義を更に厳密に規定しようとしているのではない。只負担能力を経済的に表示するに適するメルクマールを得ようとしているのである。かゝる見地から先に引用した定義をもう一度見直して見るならば、そこには暗々裡にはあるが、負担能力の限界ということが、「納税者の生産力を弱めない程度」(註三) という概念に依つて表現されているのを、先達の主張として認知することが出来るのである。

負担の輕重は、負担額が負担能力の限度にまだ遠いか、或は近接しているか、超えてしまつていくかといつたことによつて判断されるであらう。若し負担能力の限度が納税者の生産力を維持しうる最少限度というものにおかれるとするならば、我々はこれを判断の基準として、取出せばよいのである。然し困つたことには、この基準を貨幣量に依つて表現することは、少くとも現状に於いては困難であるばかりでなく、寧ろ不可能でさえもある。(註4)したがつて公式的に負担苛重度を算定することは出来ないし、その相互比較も又為し得ないのである。残された接近の道は、かゝる問題の解明に從來しばしば用いられて來た一般的な手法、公共経費負担額の対所得比率をその生産水準、及び經濟循環との關係に於て、注意深く觀察してゆくという方法を辿ることこれであらう。

〔二〕 実 證

農林省統計調査部の調査によつて、昭和二十四年度に於ける、本道農家の租税公課負担の実態をさぐり、その対所得比率を、全国農

第1表

	北海道	全 國
農 業 收 入	293,786	168,957
必 要 經 費	103,465	47,646
農 業 所 得	190,321	121,311
農 外 所 得	20,235	31,279
總 所 得	210,556	152,590
家 計 費	218,823	160,833
租 稅 公 課 諸 負 擔 (内 租 稅 公 課)	48,285 (41,795)	28,773 (25,261)
農 家 經 濟 余 剩	- 55,538	- 36,181
租 稅 公 課 諸 負 擔 の 總 所 得 に 對 する 割 合	22.9%	18.9%
(租 稅 公 課 の 總) 所 得 に 對 する 割 合	19.9%	16.5%

家の平均的狀態に對比して見るならば、凡そ次表の様になる。(註5)
この表を見て先づ第一に看取しうことは、負担力の源泉ともなる總所得に於て、北海道農家の水準が、全国農家のそれに比し、やゝ高いという事實である。即ち全国農家の所得平均額が一五二、五九〇円であるに比して、北海道農家のそれは平均二一〇、五五六円となつており、その対全国比は一三七・九%にあつてゐる。それでは公租公課諸負担總額についてはどうかといふに、ここでも北海道農家の負担總額が全国平均値をうまわつてゐる事實を見出すのである。即ち全国平均の負担額が平均二八、七七三円であるに比して、北海道農家のそれは平均四八、二八五円、その全国對比一六七・八%というのがこれであ

る。所得額と公共経費負担額とは、今日の税財政条件を前提としては、ある程度まで、正の相関をとるであろうし、その限りに於てはかゝる事実の折出は予想に難くないところである。然し、負担総額に於ける対比価が、所得額に於けるそれを遙かに上廻っていることが注意されねばなるまい。この結果は公租公課（諸負担を除く）負担額の総所得額に対する比率、即ち公共経費負担率に於て、北海道農家平均（一九・八五％）が、全国平均（一六・五五％）に比して、約二〇％余りわまわるといふ關係になつてあらわれているのである。この關係即ち公共経費負担率の大小關係は、若しかりに北海道農家と府県農家とがそれぞれの所得に依つて実現しうる生活水準に於いて全く等しいといふ前提が与えられるならば、そのまゝ負担苛重の大小を表現することとなるであろう。

それでは北海道農家の生活水準は、果して府県農家の平均的状态に等しいといえるかどうか。この課題の解決のためには、家計費の分析が必要となる。然し残念なことには、この分析の基礎となつている農林省調査報告には、家計費の費目別構成に関する資料が発表されていない。そこで他の資料にこれをもとめざるを得ないのだが、幸にして我々はこの解決を、北大法経学部酒井助教の研究「北海道農家の所得水準」（註6）にまつことが出来る。氏はこの論文に於て、北海道農家の所得水準は全国水準に比して高い。然しこの高い所得水準に依つて営まれる生活水準は、決して高くないといえるばかりでなく、寧ろ低いことを推論されている。しかもそこでは昭和廿三年度の推計所得額に於ける次の様な開き——全国農家平均 八四、〇〇〇円、道農家平均 一四三、〇〇〇円、その対比一六九％——を前提として尙且つ、道農家の生活水準の低きが指摘されているのである。これを以て直ちに私の議論をかためる手段たらしめることは厳に慎まねばならない。然し他に資料を認めえない今の状態に於て、氏の研究は唯一の權威ある判断の基準となるであろう。これと前述農林省調査に基づく所得対比の結果を照応するならば、本道農家の公共経費負担が、全国水準に比して、相対的に重いということが事実として認められるのである。然しこの点はいさゝか強調されてはいけなしいし又その必要もない。暫くのあいだ前掲第一表に依つて調査農家の経済循環に目をとどめて見よ。そこには冷徹なる事実が横たわつている。北海道の場合も、全国の場合も共に、その所得をもつてしては、租税は勿論のこと家計費をすら償いえないといふ事実がこれである（註7）。問題解決の鍵は寧ろこの事実、つまり租税公課負担が全然課せられない場合に於てさえも、その経済は赤字を記録しているといふ事実のなかにあるかに見える。即ち赤字経済を前提としては、負担額が大であるということが、そのまゝ、負担の相対的苛重性につながると判断されるからである。本道農家の公共経費

負担が相対的に重いということが、いまやほど現実となつたであらう。

註1. シルヴァマン著「租税負擔能力と國民所得」參照—金融研究會刊行、高木壽一編・經費理論、租税負擔能力、賣上税問題・昭和十一年所載。

註2. 前掲書 三七頁—三九頁

註3. 同右 三五頁

註4. 同右 三五頁—五五頁

註5. 農林省統計調査部編「昭和二十四年度、農家の租税公課負擔に關する調査」(昭和廿五年八月)に據る。以下説論の過程に於て全國農家水準という言葉で表現するところのものは、全國から所得階層別に選擇された四七六九戸の農家に就いての平均的狀態であり、北海道農家と稱するものは、同様の基準にしたがつて北海道各地から選擇された一五二戸の農家の平均的狀態を言う。ちなみに平均的狀態に於ける全國農家と北海道農家の家族構成、經營耕地を示しておけば次の通りである。

全	北	道	道	全	北	道	道
家族數	七・二人	三・九人	一四・八	畑 _反 地	三六・六	五・一	四
從業者	六・六	三・一	七・一	耕 _反 地計	四・八	一一・九	

註6. 北海道農業復興會議刊行「北方農業」六一六號 四頁—一三頁

註7. 第一表參照。北海道の場合は總所得二一〇、五五六圓に比して家計費は二一八、八二三圓

全國の場合は 總所得一五二、五九〇圓に比して家計費は一六〇、八三三圓

第二章 高率負擔の構成とその形成條件

その論点・北海道農家の全國水準に比して相対的に高い負担率は、いかなる種類の經費負担に依つて構成されているか。そしてその形成条件はいかなるものかということに對する接近

[一] 一般的觀察

一、負擔構成

視点を経費構成において、北海道農家の負担率と、全国農家のそれとを比較して見る。(第二表 P₁/B、P₂/B 欄参照)そこには本質的な差異といつたものは見られない様である。然しすぐ気のつくことは、北海道農家の国税負担、及び地方税負担就

中市町村税負担率が、相対的に高いという事実である。既に見て来た様に北海道農家の公共経費負担率は、全国水準に比較して相対的に高かつたのであるが、この相対的な高率性が、実は国税負担率と市町村税負担率の割高から形成されているのである。即ち市町村税負担に於ては、全国水準二・五%に対して、北海道のそれは四・〇%であり、国税負担に於ては、全国水準一〇・一%に対して、北海道のそれは一二・七%となつて居ることこれである。

二、国税負担

国税負担率が何故に高率であるかは、そう難解な問題ではない。何故なら国税負担の九九%が所得税負担であり、而して所得税の賦課は所得を基準とした累進課税方式に依つて居るからである。所得水準の高い北海道農家の負担率は、全国水準に比して、当然高からざるを得ないのであ

第2表

	北海道			全国		
	金額 (P ₁)	P ₁ /B (%)	P ₁ /A (%)	金額 (P ₂)	P ₂ /B (%)	P ₂ /A (%)
國稅	26,722	12.7	55.5	15,453	10.1	53.0
道府縣稅	3,443	1.6	7.0	3,047	2.0	11.9
市町村稅	8,407	4.0	17.5	3,909	2.5	13.6
地方稅合計	11,850	5.6	24.5	6,956	4.5	25.5
租稅合計	38,572	18.3	80.0	22,409	14.6	78.5
公課	3,223	1.5	6.6	2,852	1.9	9.9
租稅公課計	41,795	19.8	86.6	25,261	16.5	88.4
産業團體	3,861	1.8	8.0	1,690	1.1	5.9
その他	2,629	1.3	5.4	1,822	1.2	5.7
諸負擔合計	6,490	3.1	13.4	3,512	2.3	11.6
租稅公課諸負擔合計 ^㉑	48,285	22.9	100.0	28,773	18.9	100.0
總所得 ^㉒	210,556	100.0		152,590	100.0	

る。所得水準を前提として一率にかけられる所得課税方式は、生計費の割高に依つて惹起される、生活水準の低下を控除のケースに入っていない。従つて所得水準が高いにも拘らず、その生活水準の低い北海道の農家にとつては、所得税がより重課された形でかゝつて来るを得ない。ここに現在の税財政政策が北海道の農家に対して、より苛重な負担を強いる關係で対応している一面があらわれて来る。それは地域的な調整を要する問題である。然しこれを考えることが当面の任務ではない。いまここで明らかにしなければならぬ問題は、寧ろ本道農家の市町村税負担に見られる相対的高率性そのものなかにある。

三、町 村 税 負 担

北海道農家の市町村税負担額は一戸当平均八、四〇七円であつて、全国農家平均三、九〇九円の二倍余にあたり、その所得に対する比率に於ても、一・五倍余に當つている。かゝる高率負担も担税力の相対的な高位性に依つて裏づけられているのであれば、問題とする点は少い。然し既に述べた様に本道農家の所得高は大なる負担能力を示すものではないのである。したがつて本道農民は全国水準に比して、より苛重なる地方税負担、就中農村財政経費負担をになわされていゝといえるであらう。では何が故にこの様な結果が生み出されて来るのであるか。

鋭利な分析で特異な存在を保つている大内力氏は、その著「日本農業の財政学」に於て、豊富な統計資料にもとづき、農村と都市との間に形成されている、公共経費負担の不均衡が、地方税及び公課負担率の割高という形ではられている実態を示し、そして何が故にかゝる不均衡が形成されたかを論じ、その形成過程について、凡そ次の様なことを言はれている。(註8)

一、資本主義の發展は人口及び所得の都市集中化を促進した。その結果担税力は都市に集中せざるを得なかつた。

一、一方地方経費はその本来的な性質からいつて、人口や所得に比例的に伸縮する度合が小さい。したがつて経済力がより小さい団体に相対的に大なる経費の必要を発生せしむる。(註9)

一、この結果は地方経費の負担率が、概して人口及所得の小さい地方即ち経済的により後れた、より貧窮な地方における程、相対的に重くならざるを得ない。

かゝる關係は本道農家の全国水準からの乖離に就いても、その過程を説明する重要な要件とならう。然しこれが、本道農家の公共経

費負担に、全国水準を上廻る高率を打出している總てであるかどうか。白紙の状態に立帰り項を改めて考察を進めよう。

〔二〕 町村稅負擔の分析

北海道農家が全国水準に比して相對的に重い町村稅負擔を負わねばならないのは何故か。かゝる疑問の提起は直ちに、町村財政における需要經費の性格と、これに対応する財源の分析を要求する。何故ならば、需要經費の大小如何、農民以外の人々の担稅力の大小如何が、直接に農民負担の大小を左右するからである。若しかりに農村財政における需要經費が全国水準に比較して過大ならざるを得ず、併せて農民以外の担稅力が全国水準に比して過少であるというような条件が、本道の經濟・財政のなかに存在するならば、その条件は北海道農民をして、相對的に苛重なる地方公共經費負擔を経験せしめずにはおかない筈である。事實は果してどうであらうか、先づ需要經費の性格から見て行こう。

一、財政需要

言うまでもなく、財政は政治に随伴して發生するものであり、總ての政治活動は必要經費を滿す財源なくして決して充分ではありえない。ところが我が国の官僚行政は中央集権的な政治構造を前提として、地方政治団体に対し、財源に比してより広範な政治活動を要求して来た。勿論この場合、一方に於て、国政委任事務の遂行に必要な經費及び地方行政遂行の爲の補助助成が、國庫負担として支出されて来たことは言うまでもない。然し政治活動の拡大に伴つて發生する財政需要の總てを、國庫がまかなつた訳ではなく、その一部を地方負担に転化した。従つて政治活動の拡大は例外なく地方負担の増大を惹起したのである。かゝる關係が、戦後の北海道に於て、特に昭和二十二年の地方自治法改正を契機として、異例的な形で激化した。即ちこのとき以来、北海道行政に、和田助教授の所謂「地方自治の要請に基づく地方行政の範疇」と國家的經濟・人口政策の要請に基づく「開闢行政の範疇」との、二つの要請の複雑な關連構造が立ち現われ（註10）、国政としての開闢行政と府県水準なみの地方自治行政との同時的遂行という課題が与えられたのである。（註10）自治的基礎に於て立ちおくれた北海道が、府県水準なみの行政を行う爲には、先づ何よりもその基本的諸条件の整備を必要とし、その整備はそれだけ大なる財政需要を要求した。（註11）他方に於て同時併行的になされてゆかねばならない開闢行政の遂行は又多くの附帶的經

費需要を惹き起さざるを得なかつた。(註12) その結果北海道地方財政における経費需要は相対的に大ならざるを得なかつたのである。蓋し地方自治の立おくれが開発日尙浅い北海道の特殊な条件であることは言うまでもないが、開発費の投下に伴つて発生する附帯的経費需要も又、北海道農村財政における特質と考えて誤りではあるまい。何故ならば北海道開発費は、国の公共事業費の六〇%がこれに投下されているといつた巨大なものであるからである。一般に我が国地方行政のなかには、国政事務的性格のものが多く包含されており、これが遂行は国庫からの支出だけではまかない切れず、市町村をして多くの附帯的経費負担を惹起せしめていることは、多くのケースに就いて明らかにされているが、(註13) 北海道の農村に於ては、こうしたものに加えて、投下された開発費総額の六〇%にあたる附帯的経費需要が、その財政に生起しており、村財政はそれだけ多くの負担を余儀なくされているのである。農村はこの種の需要を課税及起債等に依つてまかなつているのであるが、起債に対する制限を前にして、それは主として課税に依らざるを得ず、昭和廿四年度に於て見ても、その需要量の七〇%を町村税に依つて調達しているという状態となつてゐる。かゝる事情は北海道農民の町村税負担額を相対的に大ならしめずにはおかない。

更に加えて北海道は又ゲルハルド・コルムが指摘するような「行政費の割高」が、最も典型的に現れる要素(註15)を持つており、この要素が全国水準に比して、かなり割高な行政費需要を惹き起しているといわれているのであつて、(註16) これらを総じて見れば北海道に於ては、全国水準に比較して、相対的に大なる経費需要が地方財政特に農村財政に底流する要素となつて、道民所得の形成に対応しているといえるのである。

この様に相対的に多額を予想される経費需要は、地方財源としての北海道の経済力が、全国水準以上でない限り、道民に対してより大なる地方経費負担を余儀なくさせざるを得ないであらう。したがつて、道経済力が全国水準なみか、あるいはそれ以下であるような場合に於ては当然、道民の地方経費負担に見られる苛重性は全国水準以上に高まることになるのである。では果して現実はどうであらうか。

二、担 税 力

一地域経済体の公共経費負担能力を正確に測定することは、シルヴァマンの言う通り正に不可能に近い困難性をもつてゐる。(註17)

然し戦後に於ける国士総合開発の進展と同時に併行的に促進されて来た地域経済の研究が、長い間暗黒であつたこの種問題への接近に最初の火を投じた。即ち経済安定本部・北海道その他の官調査機関及び地方民間調査機関の、地域経済力の総合的把握に関する試みがこれである。そして今我々は北海道の経済力を我国の平均水準ならびに他の諸地域のそれと、客観的に比較しうる資料をもつことが出来たのである。勿論それらは必ずしも充分なものとはいへ得ないであろう。然し私はそのうちで信頼しうるものの一つとして、安本、高橋暢氏の労作「北海道総合経済の特徴的諸標識——府県別現況分析資料並綜合図表の統計解析的考察——」（註18）を指摘することが出来る。氏はこの研究に於て「本道総合経済の国民経済に於ける位置、他地方並府県との相対的關係の測定と、本道総合経済の先進性後進性並びに一般性の抽出」をこころみられている。氏はこの考察で敢て総括的な結論を手控えておられる。然し氏の詳細な資料的分析に就いての個々判断のなから、本道経済力の位置づけを行うにたる次のような重要な指標がとり出される。

一、経済的進歩の状態を示す産業構成は、全国水準対比一〇〇%〓即ち、一次産業人口に対する二次産業人口の割合は共に四四%となつている〓であるが、二次産業の内容を見るならば、その資本の有機的構成は遙に低い。

一、人口の都市集中化率で見ると、全国水準対比九一・四%にあたる。

一、農業も工業も共にその勞働生産性に於て高い〓全国対比夫々一四五%及び一三九%〓したがつて生産所得も又高い〓全国対比一三五%〓が、所得が他地域に流出する為に、分配所得では全国対比一〇〇%となつている。

一、道民一人当り分配所得で見れば、前述の様に、全国対比一〇〇%となつているが、これに依つて生活するための生計費は、全国水準に比して二%程高くなつており、それでいて生計費構成におけるエンゲル係数は全国に比し相対的に高く、光熱費の如き、約八%多いというのがその状態である。

一、開発度指数は低く、全国水準を一〇〇として一九・五%にしか達しない。

一、分配所得当り預金額で見ると、全国対比の九一%にしか当らない。

これらの事から我々は、北海道の経済力が全国水準に比して、低位にあつても決して高位にはない。したがつてその地方財源は相対的に貧困ではあつても決して多くはないことを指摘することが出来るであろう。

經費需要とその供給源泉におけるこの様な条件は、当然道民の地方經費負担額を相対的に大ならしめずにはおかない。事実、前記高橋氏の計算に依つても、配布税差引地方税一人当り負担額（昭和廿三年度）は、全国対比で約二三〇%にあつてゐる。（註19）しかもこれに見合うだけの担税力はないのである。かゝる事情は当然、決定外独立税をより多種類にわたつて設定したり、或いは又附加税率をして標準税率以上に高めるといつた様な、無理な課税を惹起せしめない訳にはゆかない。そしてこの關係は、都市化がおくれており、他産業特に工業の発達が低位にある地域に於ては然らざる地域に於けるよりも、農業に対してより激化された形で対応するものと思はれる。

第3表

地域別		全 國	北海道
道府縣	中、法、定、外	3.64%	12.10%
獨立税	による分		
市町村	中、法、定、外	1.48%	6.66%
獨立税	による分		
各種道府縣	地租附加税	415.4%	336.8%
	家屋稅附加税	127.2%	300.7%
	第 二 種 附加税	96.2%	100.0%
	事業動産取得稅附加	84.7%	93.8%

再び最初に掲げた農林省調査に戻つて、北海道農民がその町村税の負担に、いかなる無理を余儀なくされているかを探らねばならない。第三表は調査結果から逆計算をこころみて、地方税中法定外独立税の占める比重と、市町村税たる各種附加税の夫々対応する道府県税に対する賦課率を算出して見たものであるが、これに依つて見れば敢て個々のケースに就いて説明するまでもなく、北海道の農村財政が、その經費の調達のために、全国水準に比較して、いかに多くの法定外独立税を起し、且つ又附加税において、いかに高率の賦課を敢てしているか、否せねばならぬかが分るのである。かゝる關係を逆に見て、或は北海道農民の担税力高きを云々する人があるかもしれない。然し若しも、担税力というものが、生活水準に最も近く表現されるものであるならば、かゝる見解は誤謬とならう。

註8. 大内力著 日本農業の財政學 三四八頁—三七〇頁
 註9. 少くとも行政費に關する限り一定給布の費用は經濟的に後進的な農村地方に比較的高く現れることを、彼の有名な財政學者

ゲルハルト・コルムは次の様に言つてゐる。

「一定給布の費用は人口最も稀薄なる農村地方……に於て比較的に高い。人口最も稀薄なる地方に於ては、學校の建物であ

北海道農家の公共經費負擔の性格

るとか、官廳などが、その全能力を完全に發揮するまでに利用されていない。又バスの提供を生徒のために準備せねばならぬし、郵便の配達にも、費用が高くなる」と。——Gerald Cohn: "Theory of Public expenditures," The Annals of American Academy of Political and Social Science. Pp.6—7, January, 1936

註10 和田英夫著「北海道行政の構造——自治行政と開發行政——」(日本公法學會・公法研究 五五頁 第四號・一九五一年)

註11 北海道刊・行政報告書(昭和廿六年三月)、同・經濟實相報告書(昭和廿六年三月)、同・北海道財政に關する調査、等々参照。

註12・14 北海道刊・北海道財政事情(昭和廿五年九月)附錄北海道財政に關する調査一四—一六頁・開發に伴う附帶經費調参照

註13 たとえば大内力著、前掲書三二七頁—三四八頁。農業資興會議編・日本農業年鑑(一九五〇年版)三一—九頁—三二—一頁。

註15 註9参照。北海道に於ける人口密度は僅か五十五人(昭和廿五、二〇、一)であつて、全國平均二二六人の四分之一にも達せず、都府縣中最少の價を示す岩手縣(八十八人)に比較しても遙かに少い。——人口問題研究會編・日本人口白書・十九頁

昭和廿六年、参照——

註16 前掲、北海道財政に關する調査参照

註17 シルヴァマン前掲書 三六—五五頁。

註18 北海道綜合經濟研究所刊行「綜合經濟」四卷、一號・二〇頁—五〇頁。尙この論文は農業經濟學會北海道支部第一回例會で發表されている。

註19 高橋氏前掲論文、財政と所得の項参照・二八頁。

結 言

以上の分析を通じて私は先づ第一に、本道農家の公共經費負擔が全國水準に比して相對的に苛重であることを確かめ、ついでかゝる負擔性格を打出している關係を條件分析的に考察して来た。

負擔の相對的苛重性を決定する要因の一つは、現在の稅財政組織が生活費用の地域差を考慮に入れていないという点に存在する。即ち全國水準と対応して見るとき、北海道の農家經濟の性格的特徴として、所得水準は高いが生活水準は低いという事實が認知されるのであるが、これはとりも直さず生活費用に地域差が發生している事實を示すのであつて、若し課稅公平の原則が諸地域間の均衡とい

うことにもつながるものであるならば、当然特殊な考慮が必要とさるべき関係なのである。然しこの関係は考慮されていない。所得に對して公平な課税も生活水準に對しては不公平ならざるを得ない。このことが負担を相対的に重くする。

然し負担の相対的苛重性を形成せしめている最大の要因は、地方財政需要が相対的に大であるにも拘らず、その地方財源からする供給力は必ずしも大きくはないという関係のなかに存在する。即ち本道経済が具有しているところの担税力は、その経済の後進性の故に全国水準以下ではあつてもそれ以上ではありえないと推論されるにも拘らず、北海道行政の要請にともなつて発生する財政需要は、他府県に比較して相対的に大ならざるを得ないということである。では地方財政需要を相対的に大ならしめている要因は何であろうか。それは具体的に表現するならば、開発に關する附帯経費の相対的過大、地方自治行政水準のおくれを克服するための出費、そして行費費割高等々にもとめられるであろう。しかしこれらの諸要因も、より基本的には、北海道の社会的後進性の故に、更に發展した社会を作り出すために、他に比してより大なる財政費用の投下を必要とするからである。この費用は誰が負担すべきであるか。国家であるか、北海道であるか、それとも道内各町村であるか、こうしたことは別に機会を設けて論じなければならぬ課題であろう。ここでは事実が問題である。それはこうだ。かゝる費用投下の必要が、多くの国費を北海道に投せしめていると同時に、北海道財政にもまた府県以上の出費を要請しているし本道農村財政にも又全国水準以上の出費を要請しているということである。ところが既にのべた様にこの様な財政需要を充足する財源としての北海道の経済力は相対的に小さいのである。そこで住民負担は高まらざるを得ないし又農家の負担も高まらざるを得ないことになる。

以上高率負担という形をとつてあらわれる北海道農家の公共経費負担の苛重性は、性格的に言ふならば、本質的には後進的な経済段階にある農村一般に現象している傾向と何異異るところがないといえよう。只然し、かゝる傾向は確かに北海道の場合、激化された形に現れている。北海道の農民は結果的に見ると、府県農民以上に地域社会發展のために多くの貢献を、国家・地方財政特に農村財政を通じて、国から要請されている。その善否はケインズの言う「何が国家のやる仕事であるか」(註20) という判断いかに懸つてゐる。

註20 G. Colm, Op. cit., P.1.

執事員 段行

法經會論叢(千葉)公正誤表

段

正

複手五

五形成された

形成された

〃〃三五

一九具

且

高島八三

終日北海道財政にま

まふたは不要

金田九〇

二消滅

消滅

〃〃九二

終三軍一複数複合的
基準との標識

単一複数複合的基準
ことの標識

有野一二(上)

四 7.099-2.576

7.099=2.576

記事一四三

上題目「法各記事」
「法經會記事」

〃〃同

中一五 東京被一、計量至
消に於ける

「計量。經濟に於ける」

後記一四四 中終一 工日

工夫

以上